

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：古河市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.8%
全職員	82.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.0%
本庁課長相当職	98.1%
本庁課長補佐相当職	98.8%
本庁係長相当職	101.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.1%
31～35年	93.9%
26～30年	90.5%
21～25年	90.2%
16～20年	91.5%
11～15年	92.2%
6～10年	92.7%
1～5年	98.0%

【説明欄】

全職員に係る情報の男女間給与差異について

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、「会計年度任用職員」に占める女性の割合が高いため、職員の男女の給与の差異が生じている。

算出方法

- ・対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。
- ・任期の定めのない常勤職員とは正規職員、任期の定めのない常勤職員以外の職員とは任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員を指します。
- ・通勤手当等の実費経費や退職手当は、算定の対象となる給与から除きます。

- ・算出の基礎となる職員数は、週 38.75 時間を 1 名とカウントし、勤務時間が短時間の場合は、以下の方法により算出、換算しています。

週勤務時間 ÷ 38.75 時間

※パートタイム会計年度任用職員については、1 月あたり総勤務時間 ÷ 4 ÷ 38.75 時間

- ・勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。